

令和4年度 介護職員に係るたんの吸引等研修事業 受託事業者募集要領

I 事業の趣旨

高齢化の進行等に伴い、医療措置を必要とする高齢者が増加していますが、看護職員は慢性的な人材不足の状態にあります。

このため、社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により、必要な研修を受講し都道府県知事の認定を受けた介護職員等が、喀痰吸引及び経管栄養（以下「たんの吸引等」といいます。）を行えるようになりました。

しかし、制度発足から10年が経過するものの、施設等において必要な人材を確保することが依然として困難であることから、川崎市において研修を開催し、たんの吸引等を行える介護人材の確保を図ることを目的とします。

II 公募に関する事項

1 公募概要

(1) 業務名

介護職員に係るたんの吸引等研修事業

(2) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(3) 契約金額の上限

4,580千円（消費税及び地方消費税額を含む）を限度額とします。

(4) 委託業務概要

市内に所在する介護保険サービス事業所に勤務する介護職員に対し、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則（以下「附則」といいます。）第4条に掲げる「別表第1第1号の基本研修及び同表第2号の实地研修（以下「第1号研修」といいます。）」及び「別表第2第1号の基本研修及び同表第2号の实地研修（以下「第2号研修」といいます。）」を行うことを内容とします。

2 実施スケジュール

日時	内容
令和4年2月21日（月）	公募開始 （参加意向申出書の配布・受付開始）
令和4年3月1日（火） 午後5時まで	参加意向申出書の受付
令和4年3月3日（木）	参加資格確認審査結果の通知
令和4年3月4日（金）から 令和4年3月7日（月）午後5時まで	質問書の受付
令和4年3月9日（水）	質問書への回答
令和4年3月16日（水） 午後5時まで	提案書、見積書の提出
令和4年3月23日（水） （予定）	プレゼンテーション、選定審査委員会
令和4年3月下旬以降	選定結果通知

3 提出書類一覧

提出時期		提出書類	部数
(1) 参加意向申出書提出時	1	参加意向申出書(様式1)	1部
(2) 質問書提出時	1	質問書(様式2)	1部
(3) 提案書提出時	1	提案書(任意様式) (「表紙」「提案参加事業者の紹介に関する書類」「企画提案書」)	6部 (正本1部、 副本5部)
	2	見積書(任意様式)	1部

4 参加資格の確認

提案参加希望者は、公募期間内に参加意向申出書等を提出し、提案参加資格の有無について本市にて確認審査を実施する。様式が指定されている書類については、本市ホームページからダウンロードすること(募集要領も同様にダウンロード可能)。

また、期限までに提出しない業者及び提案参加資格がないと認められた業者は、提案に参加することができません。

(1) 参加意向申出書等の受付期間

令和4年2月21日(月)から令和4年3月1日(火)
午前9時から正午まで及び午後1時から5時まで(土日を除く)

(2) 提出場所

事務局(下記「1.1 問合せ先」を参照)

(3) 提出書類

「2 提出書類一覧 (1) 参加意向申出書提出時」のとおり

(4) 提出方法

持参または郵送

※郵送の場合は、書留郵便等の記録が残るもので、宛先を次のとおりとし、受付期間内に必着とします。

郵送の場合の宛先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市健康福祉局高齢者事業推進課計画推進係

(5) 参加資格

以下をすべて満たすこと。

ア 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

イ 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

ウ 提案期日までに、川崎市の「令和3・4年度業務委託有資格業者名簿」において、「業種 その他」として掲載されていること。

エ 医療・介護従事者又は従事予定者を対象として、医療又は介護技術に係る何らかの研修について開催実績を有すること。

オ 提案期日までに、本事業について、第1号研修及び第2号研修の実施に係る神奈川県に登録研修機関に登録されていること。

カ その他、本事業について確実に履行することができること。

(6) 参加資格確認審査

参加資格の審査結果は、参加意向申出書を提出したすべての事業者に対し、文書(電子

メール)にて、令和4年3月3日(木)までに通知します。

5 質問書の提出

(1) 質問の受付

令和4年3月4日(金)から令和4年3月7日(月)午後5時まで

(2) 質問受付方法

「質問票(様式2)」により、事務局(問合せ先)へ電子メールで送信すること。

また、メールの件名を「(質問)介護職員に係るたんの吸引等研修事業」とすること。

様式については、本市ホームページからダウンロードすること。

※電話等による質問には一切お答えできません。

(3) 回答方法

令和4年3月9日(水)までに、参加資格を有するすべての事業者(電子メール)にて送付します。

6 提案書等の作成

(1) 提案参加事業者の紹介に関する書類

ア 会社概要(名称、設立年月日、従業員数、主な事業内容及び企業方針・企業理念)

イ 類似事業の受託・履行の実績がある場合は、事業の概要(開催時期、開催場所、受講定員、研修内容等)を示してください。なお、同じ事業を毎年行っているような場合は、直近のものについて概要を記載してください。

※たんの吸引等に関する研修の開催実績については、法改正前のもも含めて必ず記載するものとし、直近に開催した研修について概要を記載してください。

※本項目は、本研修を開催するにふさわしいことをアピールしていただくためのものです。上記に該当する実績全てを網羅する必要はありません。

(2) 企画提案書の作成

ア 任意様式で作成すること。

イ 用紙はA4版横書きとすること。

ウ 表紙を除き、30ページ以内で作成すること。

エ 専門的知識を有しない者でも理解できるように、分かりやすい表現となるよう留意すること。

(3) 見積書の作成について

提案上限額は、4,580千円(消費税及び地方消費税含む)とします。

※見積金額が、提案上限額を超過する際は、失格とします。

(4) 作成における注意事項等

ア 提案書には表紙をつけ、表題、会社名、提出年月日を記載すること。

イ 提案書は、「表紙」「提案参加事業者の紹介に関する書類」「企画提案書」の順に綴り、用紙は全てA4版でインデックスを付し、正本1部及び副本6部を提出すること。

ウ 提案書(正本)表紙及び見積書は、実印(代表者印)を押印すること。

エ 見積書は、総額及び内訳を明記し、提案書に含めず別途提出すること。

7 提案書等の提出

(1) 提出期間

令和4年3月10日(木)から令和4年3月16日(水)

午前9時から正午まで及び午後1時から5時まで(土日を除く)

(2) 提出場所

事務局(下記「11 問合せ先」を参照)

(3) 提出書類

「2 提出書類一覧 (3) 提案書提出時」を参照

(4) 提出方法

郵送又は持参

※郵送の場合は、書留郵便等の記録が残るもので、宛先を次のとおりとし、受付期間内に必着とします。

郵送の場合の宛先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市健康福祉局高齢者事業推進課計画推進係

(5) 注意事項

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、疑義等があり、市が補正を求めた場合は、この限りではありません。また、市が、提案された内容について補足書類の提出を求めた場合も同様とします。また、提出された書類は一切返却しません。

8 プレゼンテーションの実施

(1) 開催日時

令和4年3月23日(水)

※ 日程は変更になる場合があります。

※ 時間は後日お知らせします。

(2) 開催場所

川崎市幸区堀川町580 ソリッドスクエア西館12階 会議室

※ 当日は、事前に提出されている提案書類に基づき、提案説明15分・質疑応答10分程度で提案を行っていただきます。

※ 各提案参加事業者の提案時刻については、提案書類を提出した提案参加事業者に別途お知らせします。

※ 提案会への出席が必須です。なお、出席者は提案参加事業者につき最大2名までとします。

※ 提案会の開催場所には、インターネット環境はありません。

9 選定審査委員会の開催

(1) 審査及び決定

委託事業者の選定に当たっては、介護職員に係るたんの吸引等研修事業委託事業者選定審査委員会(以下「審査委員会」という。)において評価を行います。審査委員会では、「提案書」、「プレゼンテーション」及び「見積書」の内容等をもとに審査し、委託予定業者を決定します。

(2) 通知方法

審査結果については、書面にて通知します。

※ 審査結果等について、電話、電子メール等での個別の問い合わせには、応じられませんので御了承下さい。

10 契約の手続き等

(1) 契約締結日

「1 実施スケジュール」を参照してください。

※ 審査結果の通知後、選定された事業者と契約を締結します。

- (2) 契約保証金
 - ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。
 - イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入すること。
- (3) 契約書作成の要否
 - 要します。
- (4) その他
 - 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

11 その他留意事項等

- (1) 募集要領の承諾
 - 提案参加事業者は、参加意向申出書の提出をもって本募集要領の記載内容を承諾したものとみなします。
- (2) 提案参加事業者の失格
 - 次の事項に該当した場合には、失格とします。
 - ア 募集要領に定める手続きを遵守しない場合。
 - イ 書類に虚偽の記載をした場合。
 - ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
 - エ 参加資格を満たしていても、その後、参加資格を満たさなくなった場合は、失格とします。
- (3) 業務の一括委託の禁止
 - 本事業を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部について、予め市が認めた場合はこの限りではありません。
- (4) 提出された書類の取扱い
 - 提出された書類は、理由の如何を問わず、一切返却しません。
- (5) 参加の辞退
 - 参加資格を与えられた者で、提案への参加を辞退する場合は、辞退届（様式3）を提出してください。
- (6) 費用負担
 - 参加に関して必要となる費用は、提案参加事業者の負担とします。
- (7) 当該落札の効果
 - 令和4年第2回川崎市議会定例会における、本業務に係る予算の議決を要するものとします。

12 事務局（問合せ先）

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課

場所 川崎市幸区堀川町580 ソリッドスクエア西館10階

電話 044（200）2652

FAX 044（200）3926

メール 40kosui@city.kawasaki.jp

Ⅲ 業務内容に関する事項

1 事業概要

本事業の受託者は、たんの吸引等に係る第1号研修及び第2号研修について神奈川県に登録研修機関としての登録を行うとともに、市内介護保険サービス施設・事業所の介護職員に対して研修を実施します。

これにより、不特定多数の方にたんの吸引等を行える介護職員の確保を図ることを目的とします。

なお、本事業の委託内容には、受講生の募集及び実地研修先との連絡調整、受講期間中の事故等に対応するための損害保険等の加入、演習等に使用する機材等の確保等を含むものとし、これらに係る経費を含めた額を委託料として計上してください。

2 研修スケジュール

第1号研修及び第2号研修を行うものとし、研修効果、受講生の通いやすさ等に配慮するとともに、できる限りインフルエンザなど感染症の流行期を避け、令和5年3月31日までに事業が終了する日程でスケジュールを提案してください。

(1) 基本研修

附則別表第1第1号及び別表第2第1号に掲げる、講義及び演習を実施してください。

なお、基本研修の免除等については、神奈川県が定める要件等に従い対応してください。

(2) 実地研修

実地研修については、受講生が所属する施設・事業所（法人内の他施設・事業所を含む）において、当該施設・事業所の利用者の協力を得て、施設・事業所所属の医師、保健師、助産師及び看護師（以下「看護師等」といいます。）を講師として行うことを基本とし、各実施先で協力を得られる利用者の有無、研修修了後に行う業務に応じて、附則第4条別表第1第2号又は別表第2第2号に掲げる研修のいずれかを行うこととします。

しかしながら、受講生の所属において上記の体制を整えることが困難な施設・事業所も考えられることから、措置を要する利用者はいるが指導を行える看護師等がない施設・事業所に講師を派遣するなど、所属において実地研修を行うことが困難な受講生が一定程度、本研修に参加できるような提案をするよう努めてください。なお、提案参加事業者が実地研修先を紹介できる場合は、それを証明する書類の写しを添付してください。

(3) 指導看護師養成伝達研修

実地研修において指導者となる看護師等を対象とする、指導看護師養成伝達研修を実施してください。

(4) 管理者向け資格制度説明会

施設や事業所の管理者向けに、介護職員に係るたんの吸引等の制度説明などを行う説明会（任意参加）を実施してください。

3 受講生について

(1) 受講対象者

受講対象者は、川崎市の介護保険サービス施設・事業所等に勤務する介護職員で、原則として以下の要件を満たす者とし、

ア 所属する施設・事業所（法人内の他施設・事業所を含む）に、実地研修の講師を務めることができる看護師等がおり、実地研修における各行為の実施に協力可能な利用者がいて、所属施設・事業所において実地研修を必要な回数行えること。

イ 研修修了後、所属施設・事業所において、たんの吸引等を業務として行う予定であること。

ウ 研修の受講について施設長等が推薦する者であること。

※2 (2)により、アの要件を満たさない者（自所属で実地研修を行う体制が整っていない者）の受講を一定程度受け入れる等、上記と異なる取り扱いができる場合は、企画書において提案してください。

(2) 受講定員

48名以上とし、できる限り多くの定員数を確保してください。

4 研修会場について

(1) 基本研修（講義及び演習）については、会場の確保は原則として受託者が行ってください。なお、基本研修（講義）を通信・遠隔研修で実施する場合は、神奈川県が定める要件等に従い対応してください。

(2) 会場の設定については、できる限り、受講生の通いやすさに配慮してください。

(3) 有料の会場を使用する場合、使用に係る費用は委託料に含むものとします。

(4) 会場の設営・撤去、必要な機材の搬入・搬出等は、原則として受託者が行うものとし、これに係る費用は委託料に含むものとします。

(5) 研修の実施にあたり、新型コロナウイルスをはじめとする感染症の予防および拡散防止のため、3密を避けるなどの対策をしてください。

5 研修に使用する機材・消耗品について

(1) 基本研修に使用する機材については、演習に使用するシミュレーター等も含め、受託者が用意し、これに係る費用は委託料の中に含めて提案してください。

(2) 演習で使用する消耗品についても、受託者が用意するとともに、使用後の廃棄等についても受託者が行ってください。また、購入、廃棄等に係る費用一切については、委託料の中に含めて提案してください。

(3) 実地研修で使用する機材・消耗品の扱いについては、受講生の各所属において用意することを原則とし、これと異なる扱いをする場合は、費用は委託料の中に含めて提案してください。

6 使用テキスト等について

(1) 研修に使用するテキスト、補足資料等については、原則として受託者が用意するものとし、書籍等の購入、資料の印刷等に係る費用については、受講料に含めて徴収してください。

7 受講生の募集

(1) 受講生の募集、受講申し込みの受け付け、申込者への受講可否の通知・受講生への資料の送付、受講者名簿の管理、発注者が指定するアンケートの配付・回収等は受託者が行うものとし、これに係る費用については委託料に含めて提案してください。

(2) 本研修の実施に当たっては、実地研修をいかに行うかが課題であり、受講できる者がおのずと限られると考えられることから、受講生の募集方法、受講生の所属施設・事業所の種別について想定される配分、申込施設・事業所との調整、関係団体との協力体制等について、企画書において提案してください。なお、事業の周知、事業所団体等への協力依頼等について、本市は受託者に協力するものとします。

- (3) 申込多数の場合における受講生の決定方法は、原則として、所属施設・事業所における
実地研修の実施体制、たんの吸引等を行える介護職員を早急に確保する必要性等を勘案し
た上で決定するものとします。
- (4) 本研修は、利用者に対する実地研修を原則として各所属において行う必要があることか
ら、特別養護老人ホーム等の施設に勤務する職員が主な対象となると考えられますが、居
宅系サービス事業所の職員が一定程度、本研修に参加できるような提案をするよう努めて
ください。

8 損害保険の加入について

研修中の事故等に対応するため、損害保険に必ず加入してください。加入手続については
受託者が行うとともに、費用については委託料の中に含めて提案してください。また、研修
中の事故等に対応する損害保険料等に係る実費相当額については、受講料に含めて徴収して
ください。

9 受講費用について

研修に係る受講費用は、受講生各人が使用するテキスト、消耗品、研修中の事故等に対応
する損害保険料等に係る実費相当額を含めて一人あたり15,000円で設定してください。

また、実地研修の講師を務める看護師等がない施設・事業所に講師を派遣する場合等に
おいて、便宜を受ける受講生に当該措置に係る費用の一部負担を求めることも可とします。
受講生の実費負担の内容及び金額について、企画書において提案してください。

10 研修機関の登録について

- (1) 本研修の開催に当たっては、神奈川県が定める要件を満たした内容で開催するものとす
るため、神奈川県に登録研修機関の登録がなされていることが条件となります。
- (2) 本研修の全課程を修了した受講生に対しては、(1)の登録研修機関として修了証明書を
交付してください。

11 事業に係る留意事項

川崎市では、個人情報保護するため、その適正な取り扱いに関し必要な事項、保有する
情報の本人開示及び訂正を請求する権利を、川崎市個人情報保護条例で定めることにより、
個人の権利利益を保護し、市政の適正かつ公正な運営を図っています。条例第14条第1項
には、個人情報を扱う事務の委託を受けた者の個人情報保護に関する義務が規定されており、
本事業の受託者においても、同条の規定が適用されます。

IV 企画提案事項

次の事項については、記載の順に企画書の中に盛り込んでください。事業全体を通じ、提案内容が事業目的に沿っているか、日常の業務に従事している介護職員が参加しやすいようスケジュール等が配慮されているか、より多くの方が実地研修まで修了できる内容であるか、研修に参加しにくい者の受講に対する配慮があるか等を採点します。

本事業の目的を達成する上で効果的で、かつ期間内に実現可能な提案をお願いします。

なお、下記以外の項目について、独自の提案がある場合は、指定ページ数の範囲内であれば、適宜、御提案いただいて構いません。

1 事業提案の狙い

提案内容全体を貫く理念、提案の特色、事業目的を達成するための工夫等

2 受講定員

48名以上とし、できる限り多くの定員数を確保してください。

なお、演習等について数人のグループに分かれて行う場合は、1グループ当たりの人数及びグループ数についても記載してください。

3 基本研修の会場

基本研修の会場は利便性に配慮し、施設名、住所、主な交通手段等、会場の詳細が分かる情報を記載してください。また、講義と演習を別々の会場で行うといった提案をしていただいても構いませんが、受講生が通いやすい会場設定となるよう配慮してください。

なお、基本研修（講義）を通信・遠隔研修で実施する場合は、神奈川県が定める要件等に従い、実施方法・内容を提案してください。

4 受講生の募集及び受講生決定に係る調整方法等

(1) 受講生の募集方法、受講生の所属施設・事業所の種別について想定される配分、申込施設・事業所の調整方法等について提案してください。

(2) 指導を行える看護師等がない施設・事業所に受託者が講師を派遣する等により、自所属で実地研修を実施できない者を一定程度受け入れるなど、独自の取組を行う場合は、本項目において提案してください。

5 研修スケジュール

(1) 知識・技術の習得に効果的で、かつ受講生の通いやすさにも配慮した研修スケジュールを提案してください。

提案時点において可能な限り詳細なスケジュール案を提案していただくのが望ましいですが、日程等の詳細が不明な場合、およその実施期間、基本研修の1週間当たりの実施日数、1日当たりの研修時間及びおよその時刻、実地研修を行う期間が分かるように記載してください。

(2) 各科目の講師予定者の身分・肩書等が提案時において決まっている場合は、それらについても記載してください。

※提案時に特定されていても、個人名の記載は不要です。

(3) 演習については、使用する機材・台数等についても記載してください。

(4) 研修の全課程を修了した者に対する修了証明書の交付までを含めて、少なくとも令和5年3月31日までに終了するようにスケジュールを組み、できる限り早期に修了できるよ

う努めてください。

6 事業の運営体制

(1) 事業全体に係る運営体制

(2) 受講生の研修受講管理体制

研修中の事故やトラブルなどに対する危機管理体制等についても示してください。

7 個人情報の管理について

(1) 貴法人のプライバシーポリシーについて

(2) 本事業における具体的な個人情報管理方法

8 事業費（経費内訳）

(1) 事業費は総額で4,580千円（消費税及び地方消費税額を含む）に、受講料負担を足し合わせた金額を限度とする範囲内で計上してください。

(2) 本事業は受講人数が定員を下回る可能性があります。事業費の見積もりに際しては、受講人数に関わらず一定の額が発生する費用と、受講人数により変動する費用とを分けて記載し、受講人数により事業費がどのように変わるか分かるように記載してください。

※本事業の委託料は、受託者の委託業務完了後、その内容を発注者が検査したのち、受託者から適正な請求を受けてから支払うものとします。

(3) テキスト・資料代などの実費相当額を含めた受講料（一人あたり15,000円）の徴収及び管理は受託者自ら行うものとし、当該支出に充てるものとします。